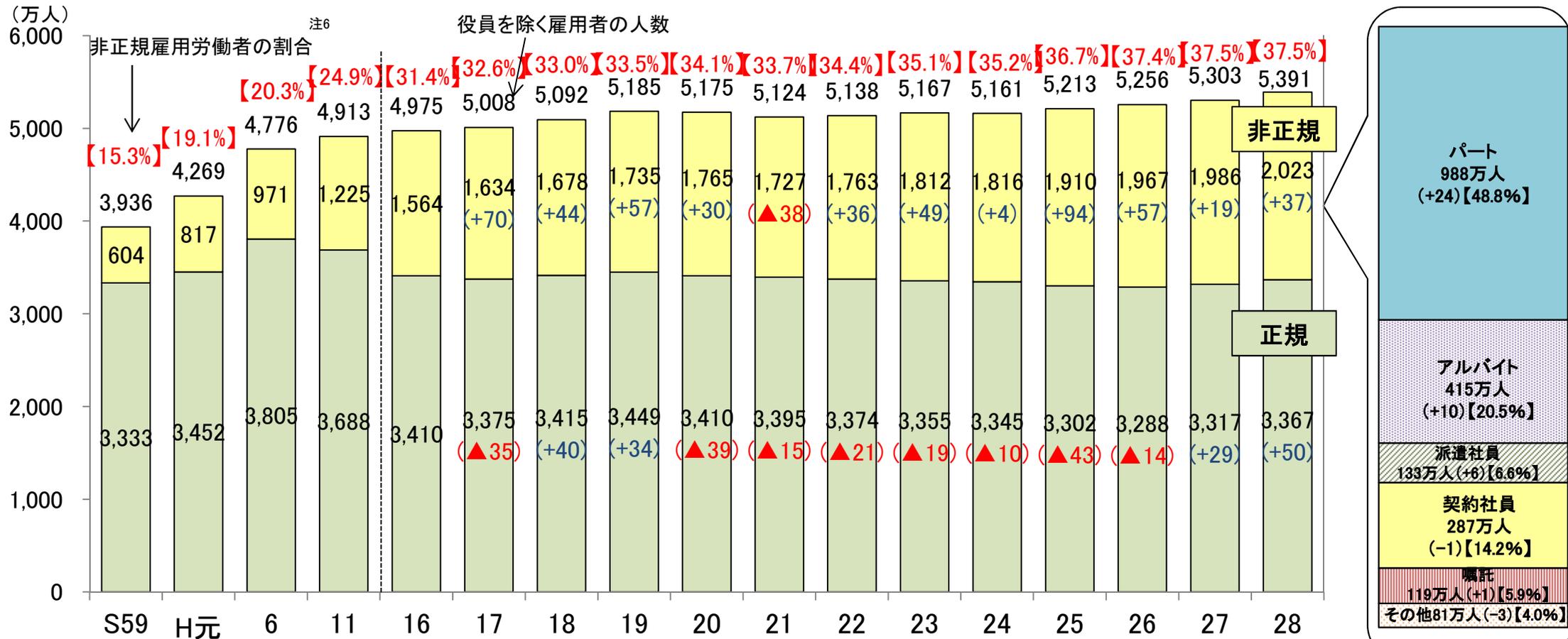


# 「非正規雇用」の現状と課題

## 【正規雇用と非正規雇用労働者の推移】

- 非正規雇用労働者は、平成6年から以降現在まで緩やかに増加しています（役員を除く雇用者全体の37.5%・平成28年平均）。
- 正規雇用労働者は、平成26年までの間に緩やかに減少していましたが、平成27年については8年ぶり増加に転じ、平成28年も増加しました。



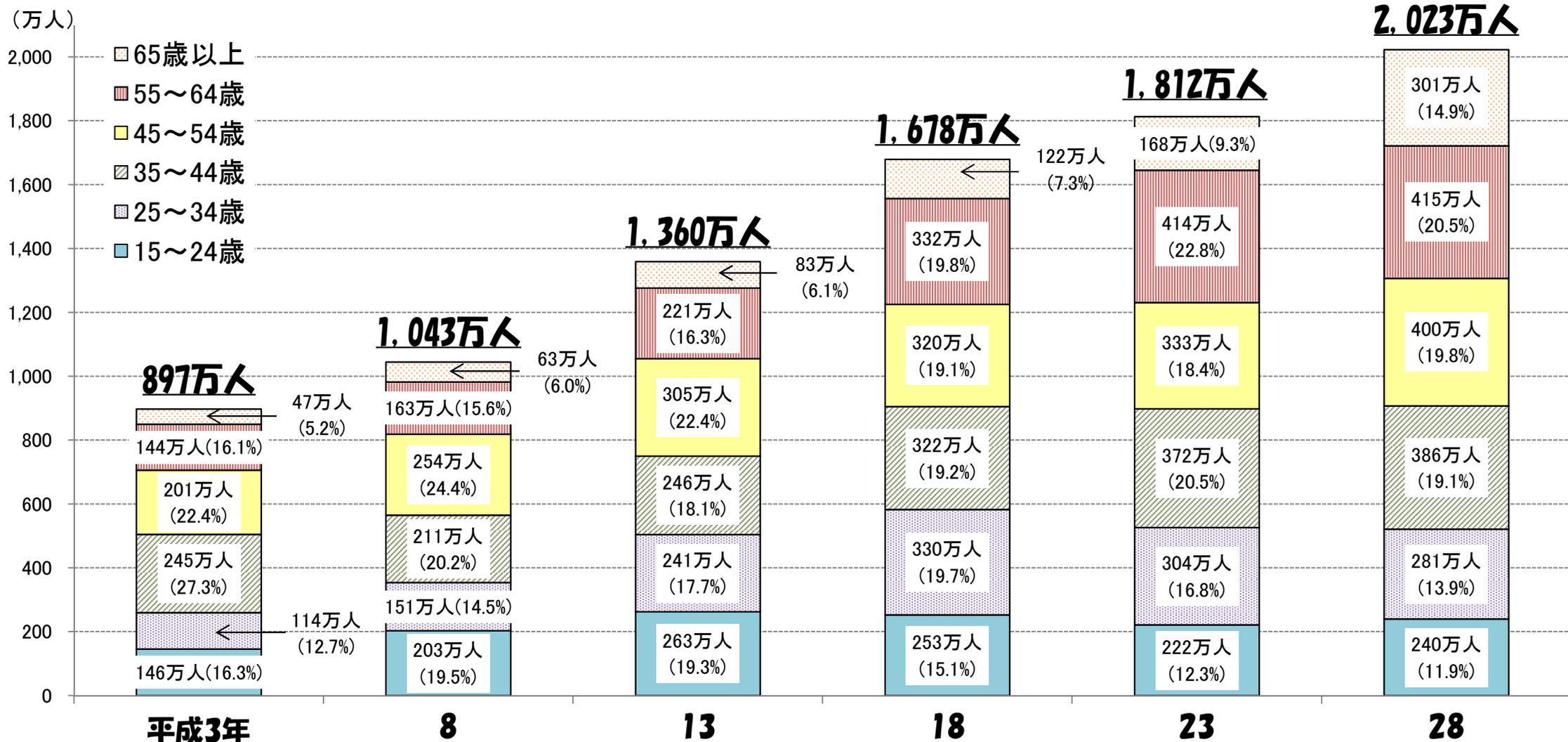
(資料出所)平成11年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)長期時系列表9、平成16年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10

(注)1)平成17年から平成21年までの数値は、平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口の切替による遡及集計した数値(割合は除く)。  
 2)平成22年から平成28年までの数値は、平成27年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)の切替による遡及又は補正した数値(割合は除く)。  
 3)平成23年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値(平成27年国勢調査基準)。  
 4)雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。  
 5)正規雇用労働者:勤め先での呼称が「正規の職員・従業員」である者。  
 6)非正規雇用労働者:勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。  
 7)割合は、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の合計に占める割合。

# 「非正規雇用」の現状と課題

## 【非正規雇用労働者の推移(年齢別)】

○ 近年、非正規雇用労働者に占める65歳以上の割合が高まっています。



(資料出所) 平成13年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)長期時系列表9表、平成18年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10

(注) 1) 平成18年の数値は平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口の切替による遡及集計した数値。

2) 平成23年、平成28年の数値は、平成27年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)の切替による遡及又は補正した数値。

3) 非正規雇用労働者は、勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

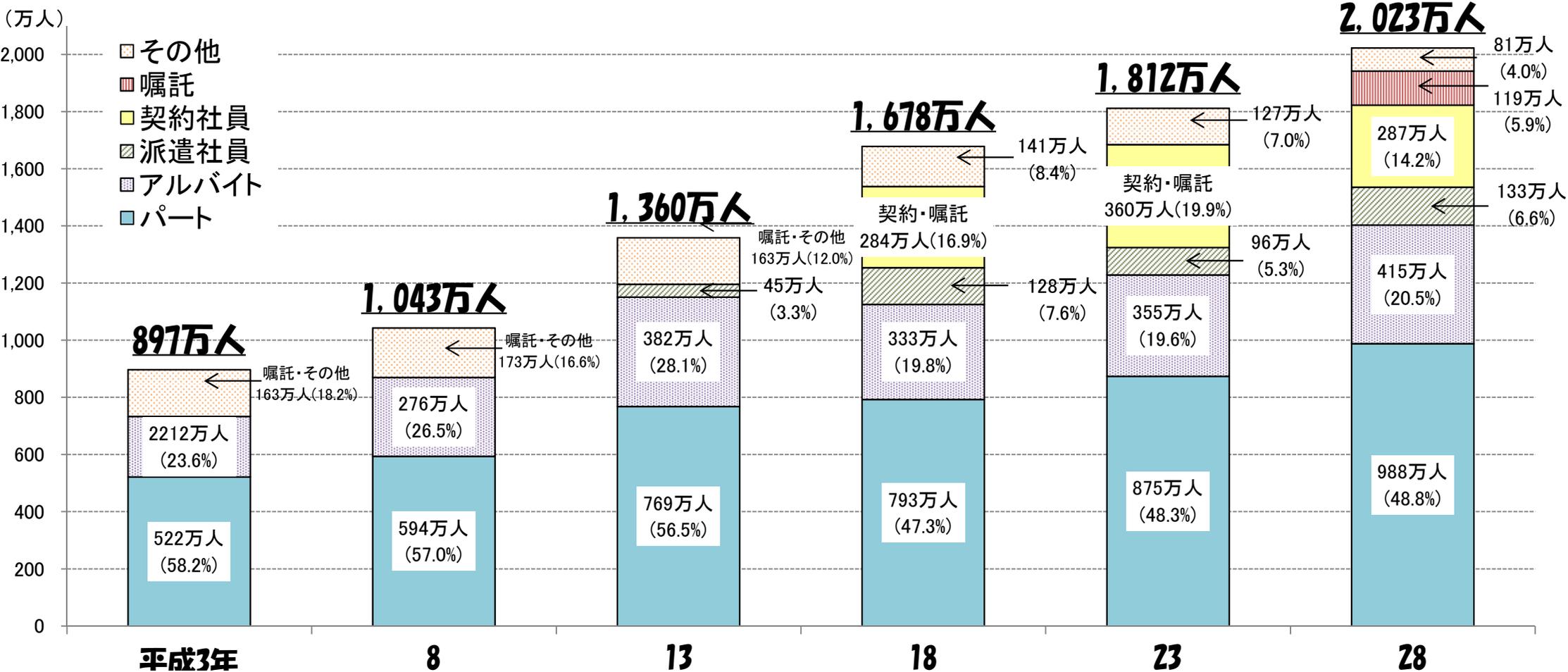
4) 割合は、非正規雇用労働者全体に占める各年齢層の割合。

5) 平成23年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値(平成27年国勢調査基準)。

# 「非正規雇用」の現状と課題

## 【非正規雇用労働者の推移(雇用形態別)】

○ 雇用形態別にみると、近年、パート、アルバイトが増加しています。



(資料出所) 平成13年までは総務省「労働力調査(特別調査)」(2月調査)長期時系列表9、平成18年以降は総務省「労働力調査(詳細集計)」(年平均)長期時系列表10

(注)1) 平成18年の数値は平成22年国勢調査の確定人口に基づく推計人口の切替による遡及集計した数値。

2) 平成23年、平成28年の数値は、平成27年国勢調査の確定人口に基づく推計人口(新基準)の切替による遡及又は補正した数値。

3) 平成23年の数値、割合は、被災3県の補完推計値を用いて計算した値(平成27年国勢調査基準)。

4) 非正規雇用労働者は、勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

5) 平成8年以前では、非正規雇用労働者の内訳は、「パート」「アルバイト」「嘱託・その他」。

6) 平成13年では、非正規雇用労働者の内訳は、「パート」「アルバイト」「派遣社員」「嘱託・その他」。

7) 平成18、23年では、非正規雇用労働者の内訳は、「パート」「アルバイト」「派遣社員」「契約・嘱託」「その他」。

8) 平成28年では、非正規雇用労働者の内訳は、「パート」「アルバイト」「派遣社員」「契約」「嘱託」「その他」。

9) 割合は、非正規雇用労働者全体に占める雇用形態別の割合。

# 「非正規雇用」の現状と課題

## 【不本意非正規の状況】

○ 正社員として働く機会がなく、非正規雇用で働いている者(不本意非正規)の割合は、非正規雇用労働者全体の15.6%(平成28年平均)となっています。

|        | 人 数<br>(万人) | 割 合<br>(%)               |
|--------|-------------|--------------------------|
| 全 体    | 297         | 15.6(▲1.3) <sup>※4</sup> |
| 15～24歳 | 25          | 11.1(▲1.7)               |
| 25～34歳 | 64          | 24.3(▲2.1)               |
| 35～44歳 | 62          | 17.0(▲0.8)               |
| 45～54歳 | 64          | 16.8(▲0.1)               |
| 55～64歳 | 59          | 15.4(▲1.1)               |
| 65歳以上  | 23          | 8.2(▲0.6)                |

(資料出所)総務省「労働力調査(特殊系列:詳細集計)」(平成28年平均) 第Ⅱ-16表

注) 1)雇用形態の区分は、勤め先での「呼称」によるもの。

2)非正規雇用労働者:勤め先での呼称が「パート」「アルバイト」「労働者派遣事業所の派遣社員」「契約社員」「嘱託」「その他」である者。

3)不本意非正規:現職の雇用形態(非正規雇用)についての主な理由が「正規の職員・従業員の仕事がないから」と回答した者。

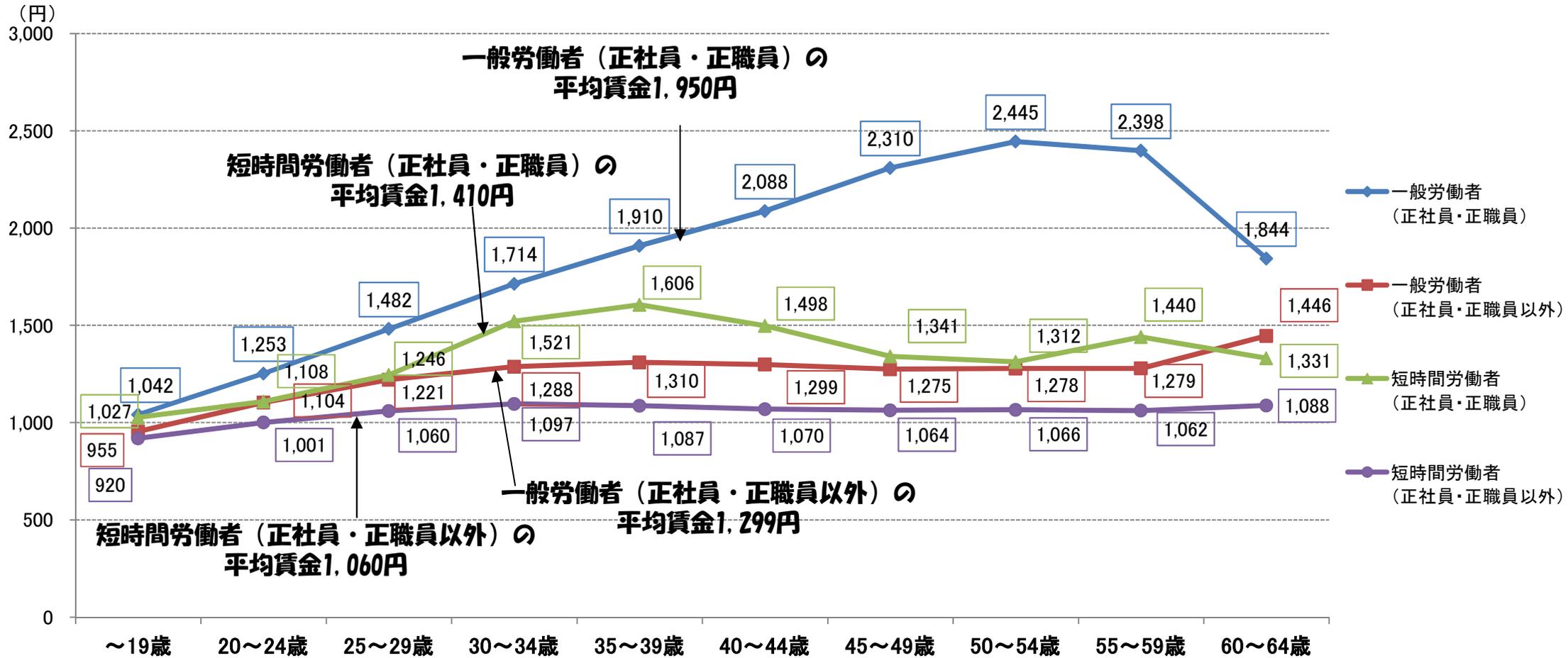
割合は、非正規雇用労働者のうち、現職の雇用形態についての主な理由に関する質問に対して、回答をした者の数を分母として算出している。

4)割合の( )で示した数値は、対前年比。

# 「非正規雇用」の現状と課題

## 【賃金カーブ(時給ベース)】

○ 非正規雇用労働者は、正規雇用労働者に比べ、賃金が低いという課題があります。



(資料出所) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(平成28年) 雇用形態別表:第1表

(注) 1) 賃金は、平成28年6月分の所定内給与額。

2) 一般労働者の平均賃金は、所定内給与額を所定内実労働時間数で除した値。

3) 一般労働者: 常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者。

4) 短時間労働者: 同一事業所の一般の労働者より1日の所定労働時間が短い又は1日の所定労働時間が同じでも1週の所定労働日数が少ない労働者。

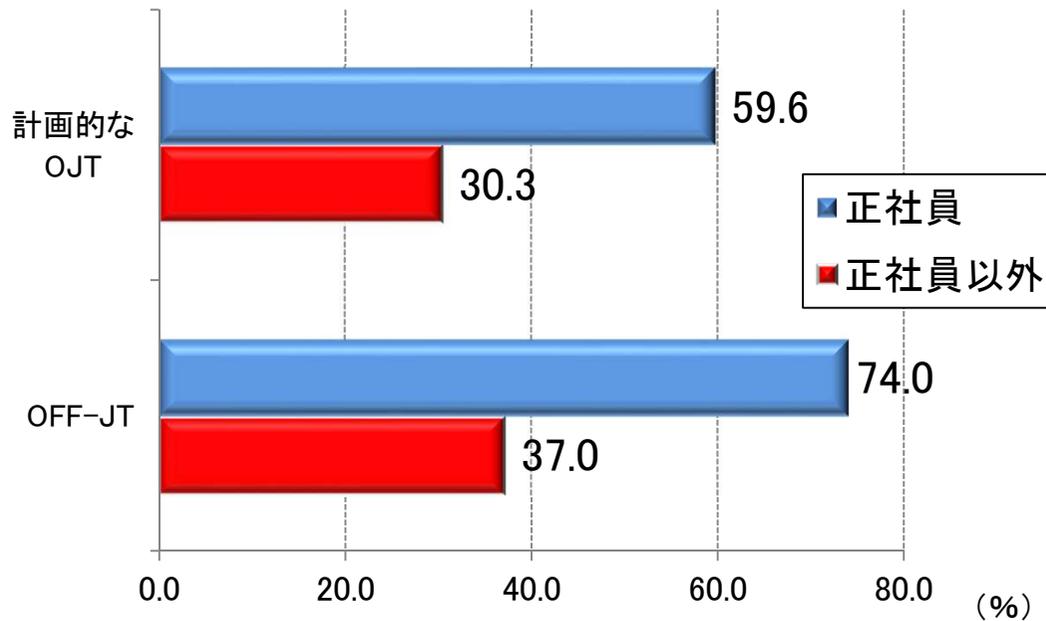
5) 正社員・正職員: 事業所で正社員・正職員とする者。

6) 正社員・正職員以外: 事業所で正社員・正職員以外の者。

# 「非正規雇用」の現状と課題

## 【事業所における教育訓練の実施状況】

○ 正社員以外に教育訓練を実施している事業所は、計画的なOJT、OFF-JTのいずれも、正社員の約半数となっています。



## 【各種制度の適用状況】

○ 適用されている各種制度割合は、正社員に比べて正社員以外は大きく下回っています。

| (%)   | 雇用保険 | 健康保険 | 厚生年金 | 退職金制度 | 賞与支給制度 |
|-------|------|------|------|-------|--------|
| 正社員   | 92.5 | 99.3 | 99.1 | 80.6  | 86.1   |
| 正社員以外 | 67.7 | 54.7 | 52.0 | 9.6   | 31.0   |

(資料出所) 厚生労働省「平成28年度能力開発基本調査」(調査対象年度は平成27年度) 事業所調査 第1表

(注) 1) 正社員: 常用労働者のうち、雇用期間の定めのない者であって、パートタイム労働者などを除いた社員。

2) 正社員以外: 常用労働者のうち、「嘱託」「契約社員」「パートタイム労働者」又はそれに近い名称で呼ばれている者など。派遣労働者及び請負労働者は含まない。

3) 計画的なOJT: 日常の業務に就きながら行われる教育訓練のことをいい、教育訓練に関する計画書を作成するなどして教育担当者、対象者、期間、内容などを具体的に定めて、段階的・継続的に教育訓練を実施することをいう。例えば、教育訓練計画に基づき、ライン長などが教育訓練担当者として作業方法等について部下に指導することなどが、これに含まれる。

4) OFF-JT: 業務命令に基づき、通常の仕事を一時的に離れて行う教育訓練(研修)のことをいう。例えば、社内で実施(労働者を1カ所に集合させて実施する集合訓練など)や、社外で実施(業界団体や民間の教育訓練機関など社外の教育訓練機関が実施する教育訓練に労働者を派遣することなど)が、これに含まれる。

(資料出所) 厚生労働省「就業形態の多様化に関する総合実態調査」平成26年 個人調査 第14表

(注) 1) 調査回答には制度の「あり」、「なし」、「不詳」の3つがあり、上記割合は「あり」と回答した者の割合。

2) 正社員: 雇用されている労働者で雇用期間の定めのない者のうち、他企業への出向者などを除いたいわゆる正社員をいう。

3) 正社員以外: 正社員以外の者で、「契約社員(専門職)」「嘱託社員(再雇用者)」「出向社員」「派遣労働者」「臨時労働者」「パートタイム労働者」「その他」である者。